



Change



(茨城県水戸市 偕楽園の梅祭り)

いよいよ始まる有給休暇取得の義務化

2019年4月から年次有給休暇5日以上の取得が義務化されることになりました。

対象となる労働者に有給休暇の指定を行わなかった場合、**30万円以下の罰金**が課されます。

企業は労働者に対して有給休暇の取得を働きかけるための制度を早急に整備する必要があります。

働き方改革にM&Aという選択肢

◆御社は働き方改革を実現できますか？

本改革の中で長時間労働の解消が目指されています。

その対策として、

- ・年5日の有給休暇取得義務化
- ・1ヶ月45時間、1年間360時間までの残業時間規制（36協定）

などが具体的に制度化されています。

薬剤師採用難の中、御社はこれらを満たし、

従業員のワークライフバランスを確保できているでしょうか。

M&Aで人員面でのサポートができる会社の傘下に入り、

社長を含めた従業員の働き方改革を目指すことも有効な選択肢です。



M&Aによる働き方改革成功事例

～2店舗経営の株式譲渡～

【売り手】

エリア	北関東地方
業態	調剤薬局 (2店舗譲渡)
年間売上	2.8億円
譲渡理由	薬剤師の採用困難
オーナー詳細	60代 薬剤師

【買い手】

エリア	全国
業態	調剤薬局 (全国展開)
譲渡後の オーナーの 状況	譲渡を完了し、引き続き 管理薬剤師として勤務。 買手企業から従業員の 補充をしていただき、労 務環境は大幅に改善。



【株式譲渡】
譲渡希望額：1.8億円
↓
2億円で譲渡

<Point>

- ・薬剤師の補充に苦戦しており、社長は薬剤師業務も兼ねているため勤務時間を調整することができなかった。また勤務薬剤師も休みを取ることができず、残業もあり労務負担を感じていたが、本件により買手企業から人員補充ができたことにより、社長を含めた従業員全員の労働環境改善に成功できた。

従業員の幸せをM&Aで実現しませんか？

当社にご相談いただく**譲渡検討理由の6割以上は薬剤師の採用困難**となっております。

ワークライフバランスを重視される薬剤師にとって、有給取得義務化に対応できない企業は就業先としての魅力が下がってしまうことは間違いのないでしょう。従業員の就業満足度は患者への顧客満足度にも密接に繋がります。働き方改革が本格的に始まる前に、いま一度M&Aという選択肢に改めて向き合ってみてはいかがでしょうか。

まずは、ご相談ください！

弊社は経営者残留等、幅広いM & Aの成約実績があり、またエリアのM & A事情に精通したアドバイザーが揃っております。後継者がいても資質があるか不安だ、今後の調剤薬局業界の先行きが不安定だというお悩みに対して、幅広い選択肢の中から、最適解を提示させていただきます。

ご成約実績
累計 **200件** 以上！

 CB | PARTNERS

事業承継や無料価値算定のご要望など、お気軽にご相談ください。

〒105-0013 東京都港区浜松町1-10-11 VORT浜松町Ⅱ 3階

[TEL] 03-6430-3902 [FAX] 03-3436-4040 [Webサイト] <http://www.cb-p.co.jp>

